

燕市中小企業・小規模企業振興条例

平成18年3月20日

条例第151号

(目的)

第1条 この条例は、本市の地域社会と地域経済の担い手である中小企業者及び小規模企業者の重要な役割にかんがみ、中小企業振興の基本となる事項を定め、もって地域経済の活性化及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第1号に規定する事業協同組合で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体 商工会議所、商工会その他の中小企業者及び小規模企業者の振興を図ることを目的とする団体で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業者及び小規模企業者の振興は、本市の人が輝く活力あるまちづくりの実現を目標として、当該企業者の自らの創意工夫と自主的努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を国、新潟県その他関係機関の協力を得ながら、企業、当該企業者に関係する団体、市民及び市が自治と連帯の下に一体となって推進することを基本とする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項の施策は、国、新潟県、中小企業者、小規模企業者、中小企業関係団体、金融機関、市民等との連携及び協力により実施するよう努めなければならない。

(中小企業者及び小規模企業者の努力)

第5条 中小企業者及び小規模企業者は、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生のため、自主的な努力を払い、流通の円滑化及び消費生活の安全確保に努めるとともに、地域の環境との調和にも十分配慮するものとする。

(市民の理解と協力)

第6条 市民及び市内の産業にかかわる者は、本市の中小企業者及び小規模企業者の特性と中小企業者及び小規模企業者の振興が、市民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第7条 市は、次に掲げる基本方針に基づき中小企業者及び小規模企業者の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の経営基盤の強化を図ること。
- (2) 中小企業者及び小規模企業者の経営の革新を図ること。
- (3) 中小企業者及び小規模企業者の人材の育成・確保及び従業員の福利厚生の充実を図ること。
- (4) その他中小企業者及び小規模企業者の振興を図ること。

(計画の策定及び見直し)

第8条 市は、中小企業者及び小規模企業者の振興に資する施策を総合計画に登載し、その成果を評価検証して、定期的に見直さなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。